

# スポーツ少年団登録システム 年度更新マニュアル

## 1 登録手順

- ①日本スポーツ少年団から、システムに登録されている各単位団の代表メールアドレスにアカウント発行メールが届く（3月30日(月)の予定）

**※代表メールアドレスに変更がある場合は、事前に変更作業を行ってください**

- ②メールに記載されているURLからパスワードを再設定し、システムへログイン
- ③ログイン後、トップ画面より基本情報・活動内容の登録後、メンバーを登録

## 2 令和8年度登録システムについて

### (1) 登録期間（岐阜市）

**令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）**

※令和8年7月1日以降は追加登録用紙・登録料を市民スポーツ課へ持参

### (2) ログイン後の登録手続き ※詳細は、ログインページに掲載のマニュアルを参照

#### ①単位団の基本情報・活動内容の登録

#### ②メンバー登録

○新規に登録される団員及び指導者、役員、スタッフの登録

○継続される団員及び指導者、役員、スタッフの登録

○退団された団員及び指導者、役員、スタッフの削除

**※令和7年度に追加登録された方でシステムにデータがない方は、別途入力が必要**

#### ③入力完了・登録申請

### (3) 「指導者」登録について

○JSP0 公認スポーツ指導者資格等を持っている方は「指導者」として登録が可能  
※ただし、「指導者」登録にはJSP0公認指導者資格番号が必要です

○令和7年度のスタートコーチ養成講習会修了者は、「指導者」として登録が可能  
※ただし、「指導者」登録には受講者ID が必要です

○上記に該当しない方は、「役員」または「スタッフ」としての登録となります  
→JSP0公認指導者資格や受講者ID は指導者マイページでご確認ください

指導者マイページ <https://my.japan-sports.or.jp/login>

※令和5年度末をもって旧認定員資格の移行期間が終了したため、資格移行手続きを行っていない場合、役員・スタッフでの登録となります。

### (4) その他

- ・未就学児を含めスポーツ少年団活動に参加する団員及び指導者、役員、スタッフはすべて登録をお願いします

### 3 提出物（6月30日までに）

①登録指導者、役員・スタッフ、団員等集計表（持参・郵送・FAX・メール）

※システム上の指導者、役員、スタッフ、団員数と一致させてください

②指導者、役員、スタッフの所属団リスト（スポーツクラブのみ）

※スポーツ少年団研修会、表彰対象者リストを各団長へ送付時に使用

○例年集計表の提出漏れが多くありますので、期限までに必ずご提出ください。

### 4 登録料について

(1) 登録料等

○団員：1,000 円／人    ○指導者、役員、スタッフ：1,000 円／人

※令和8年度より登録料を変更します。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(2) 支払方法

<6月30日まで>

①市民スポーツ課窓口（現金）

②口座振り込み

③クレジットカード

④コンビニエンスストア

※システム手数料及び振込手数料は各単位団でご負担ください

<7月1日以降>

○市民スポーツ課窓口（現金）のみ

※口座振り込みを希望される場合は、必ず事前に市民スポーツ課までご連絡ください。

### 5 配付物（団員章等）の受け取り（4月13日以降）

○市民スポーツ課窓口で支払う場合    その場で団員章等をお渡しします。

○口座振り込み等の場合    後日、団員章等を各単位団長へ郵送します。

<団員・指導者章について>

県から配布される団員章・指導者章の枚数には限りがありますので、7月1日以降の追加登録分につきましては在庫が無くなり次第配付を終了いたします。ご了承ください。

### 6 追加登録について

○～6月30日 単位団ごとにシステムで追加登録

○7月1日以降 追加登録用紙を記入し、登録料とあわせて市民スポーツ課へ提出

〒500-8701 岐阜市司町40-1  
ぎふ魅力づくり推進部市民スポーツ課内  
岐阜市スポーツ少年団本部事務局  
TEL 058-214-2370  
FAX 058-214-2224  
E-mail : sports@city.gifu.gifu.jp